

令和 8 年度版

名古屋市
青少年交流プラザ年報

子ども青少年局

目 次

I	目的	1
II	経緯	1
III	施設のあらまし	
1	青少年交流プラザ（本館）	
①	施設概要	2
②	平面図	3
2	青少年宿泊センター（分館）	
①	施設概要	4
②	平面図	5
IV	令和7年度事業基本方針	
1	目標	6
2	事業推進の具体的な方向性	6
V	令和7年度事業報告	
1	人につながる支援	9
2	地域・まちにつながる支援	12
3	地域・まちに働きかける支援	16
4	その他	18
VI	令和7年度利用状況	
1	青少年交流プラザ(本館)	20
2	青少年宿泊センター(分館)	22
VII	参考資料	
1	名古屋市青少年交流プラザ条例	
2	名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則	

I 目 的

社会性・主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成を図ることを目的とする。

II 経 緯

平成 15 年に「次世代育成支援対策法」が制定され、地方公共団体の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することとされた。名古屋市においても平成 18 年度から、少年から青年までを次世代育成の対象と位置づけ、次世代育成を総合的かつ機動的に進めるための新局として「子ども青少年局」が新設された。青年の家（北・瑞穂・熱田・中村）及び宿泊青年の家の所管も教育委員会から子ども青少年局へと移された。

また、「名古屋市次世代育成行動計画（なごや 子ども・子育てわくわくプラン）」が策定され、「青少年交流プラザ」の開設もプランに位置付けられた。

こうした中、平成 11 年度に「名古屋市青年の家運営審議会」から答申を受けて以来、進めてきた都市型青年の家の統廃合（北・瑞穂・熱田・中村青年の家の廃館）が平成 18 年度をもって終了し、平成 19 年度に北青年の家の跡地に青少年の自立支援を含めた青少年のための総合的な施設として「青少年交流プラザ」が開設された。

平成 21 年度からは、「宿泊青年の家」を「青少年宿泊センター」に名称変更し、青少年交流プラザの分館と位置付けるとともに、同センターに指定管理者制度を導入した。また、平成 26 年度からは分館を活用した事業も含め本館である「青少年交流プラザ」にも指定管理者制度を導入した。

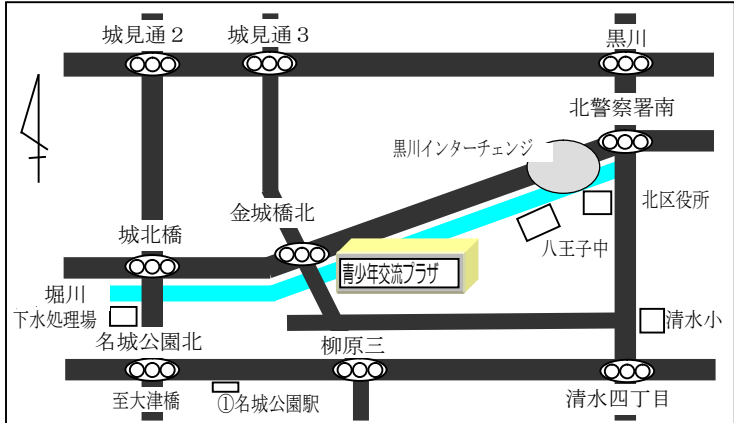
また、青少年交流プラザで実施する事業を総合的かつ効果的に推進するため、平成 28 年度末の本館及び分館の指定管理期間の終了に合わせ、本館と分館の一体的な管理運営を行う指定管理者の公募及び選定を平成 28 年度に実施した。

平成 29 年度からは、施設運営にあたって特に推進していく事項として、（１）青少年の交流の拠点、（２）青少年の情報発信拠点、（３）本館・分館の一体的・総合的な事業の推進、（４）青少年の育成・支援の循環、（５）青少年の力をあらゆる場面で活かした運営、という 5 つの方向性を示し、青少年の居場所として人や情報が多く集まり、青少年が様々な学びや経験を得てあらゆる場面で力を発揮できるよう、本館と分館の一体的・総合的な運営を開始した。

Ⅲ 施設のあらまし

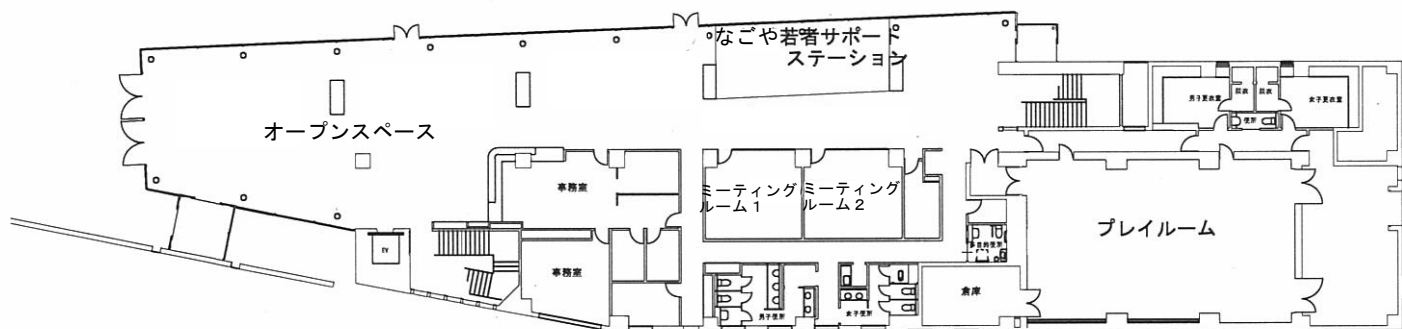
1 青少年交流プラザ（本館）

① 施設概要

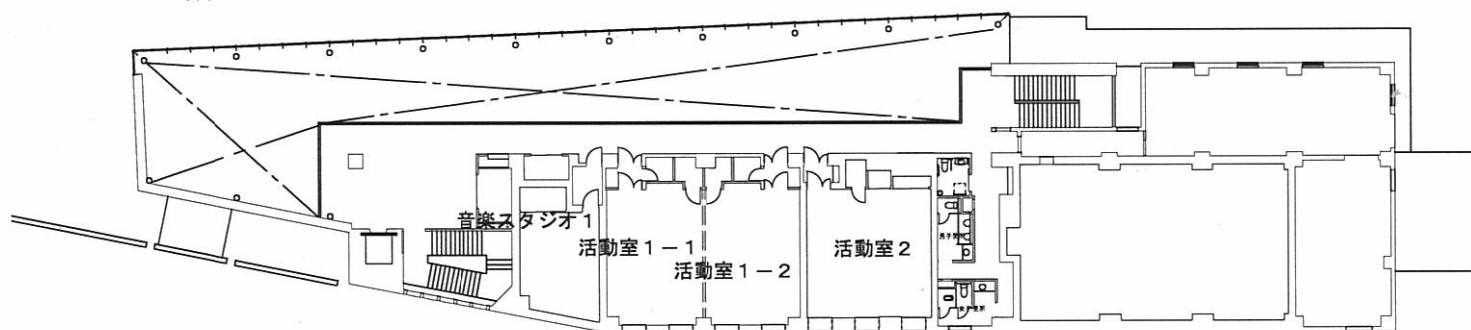
名称	名古屋市青少年交流プラザ（愛称：ユースクエア）					
所在地	〒462-0845 名古屋市北区柳原三丁目6番8号					
電話・FAX番号	（052）991－8440・（052）991－8441					
メールアドレス	－					
ホームページ	https://youth.nagoya/					
開館年月日	平成19年7月7日					
開館時間	9：00～21：30（有料施設の利用は9：30～21：30）					
休館日	毎週月曜日（月曜日が休日の場合は、その週の最初の平日、小中学校の夏休み期間は臨時開館あり） 12月29日～翌年1月3日					
建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階建					
敷地面積	2,912.17㎡					
建物延面積	2,294.97㎡					
総工費	873,434千円					
施設内容 （部屋名・面積・定員）	階	部屋名	面積	定員	その他施設	
	1階	ミーティングルーム1	31.19㎡	16人		
		ミーティングルーム2	31.19㎡	16人		
		プレイルーム	169.81㎡	120人	更衣室・シャワー室	
	2階	音楽スタジオ1	34.78㎡	10人		
		活動室1	区画する場合	48.89㎡	15人	更衣室
			区画しない場合	97.78㎡	30人	更衣室
		活動室2	65.68㎡	20人	更衣室	
	3階	音楽スタジオ2	34.78㎡	10人		
		活動室3	区画する場合	48.89㎡	15人	更衣室
			区画しない場合	97.78㎡	30人	更衣室
		活動室4	65.68㎡	20人	更衣室	
その他の施設	1階 オープンスペース		なごや若者サポートステーション			
	駐車場		31台（身障者用1台含む）			
付属設備	プレイルーム	舞台・照明・音響設備一式、ピアノ、キーボード等				
	音楽スタジオ	ドラムセット、アンプ、キーボード、マイク等				
付近図					最寄り駅 地下鉄「名城公園」下車 ①番出口北東へ 約500メートル	

平 面 図

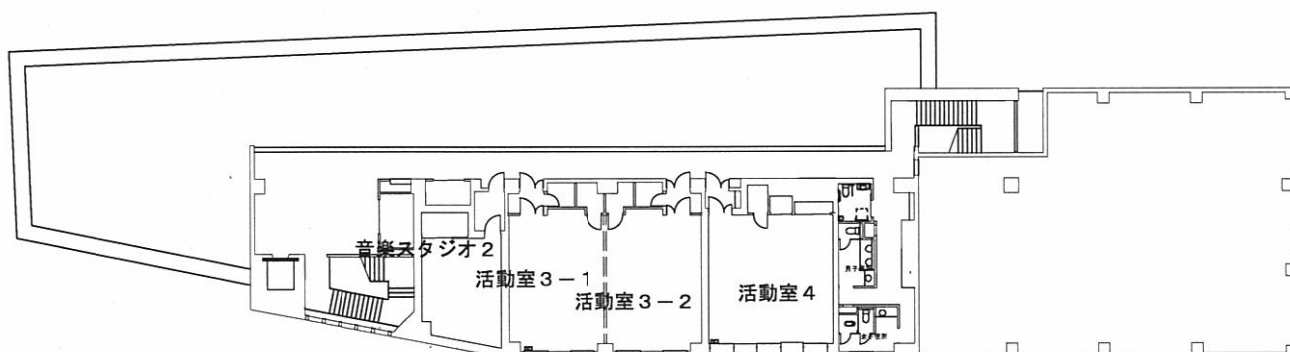
1 階



2 階



3 階



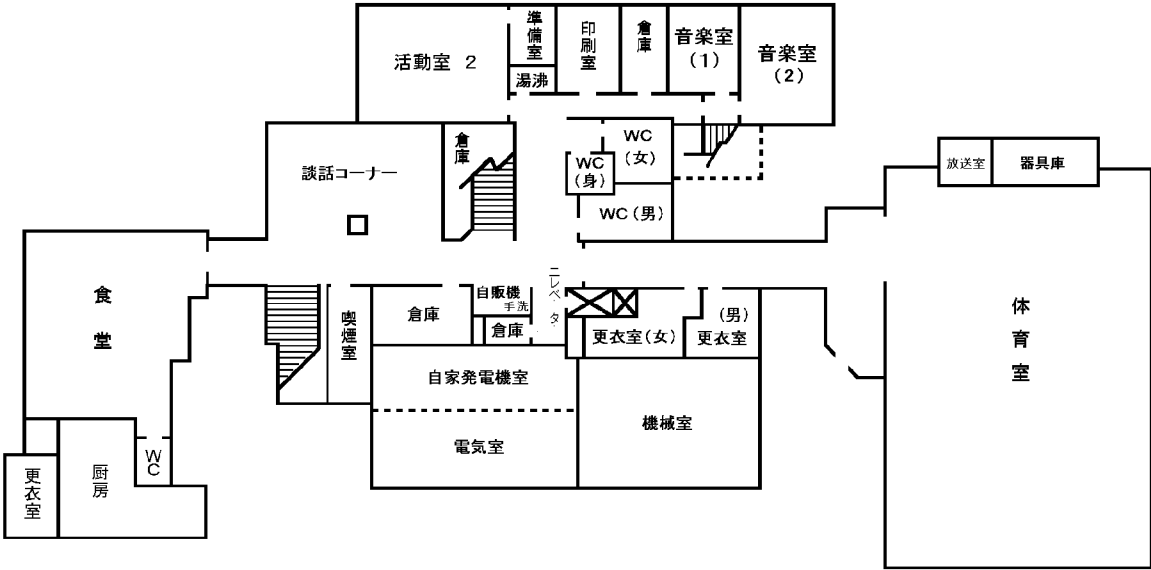
2 青少年宿泊センター（分館）

① 施設概要

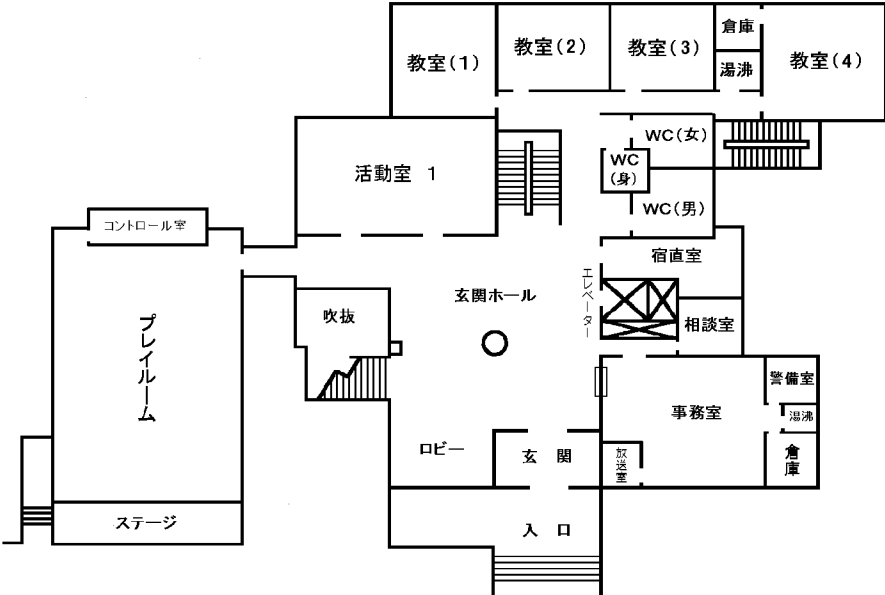
名称	名古屋市青少年宿泊センター												
所在地	〒459-8001 名古屋市緑区大高町字蝸池4番地の6												
電話・FAX番号	(052) 624-4401・(052) 624-4403												
メールアドレス	－												
ホームページ	https://youth.nagoya/												
開館年月日	平成21年4月1日（宿泊青年の家としては、昭和58年6月5日）												
開館時間	9：00～21：00 ただし、宿泊室利用は16：30～翌日の9：00												
休館日	月曜日（休日は除く）、休日の翌日（土・日・休日は除く）、 12月29日～翌年1月3日 ※原則として小中学校の夏休み、冬休み （12月29日～翌年1月3日は除く）、春休みは無休で開館												
建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階建												
敷地面積	5，372．03㎡												
建物延面積	3，433．47㎡												
総工費	971，986千円												
施設内容（部屋名・面積・定員）	1階	階	部屋名	面積	定員	3階	部屋名		面積	定員			
		活動室2	70.38㎡	30人	大浴室		51.06㎡						
			音楽室1	26.87㎡			12人		小浴室	29.64㎡			
			音楽室2	38.47㎡			15人			301(洋室)	41.53㎡	6人	
			談話コーナー	72.77㎡			302(洋室)				26.61㎡	6人	
			印刷室	16.82㎡							303(洋室)	26.61㎡	6人
			更衣室（2室）	44.08㎡							304(和室)	12.5畳	6人
			体育室	567.25㎡							500人	305(和室)	12.5畳
	食堂	86.32㎡	60人	306(和室)	42畳	20人							
	2階	教室1	37.73㎡	24人	4階	宿泊室	401(和室)	6畳	3人				
			教室2	26.61㎡			14人	402（〃）	6畳	3人			
			教室3	26.61㎡			14人	403（〃）	12.5畳	6人			
			教室4	52.56㎡			36人	404（〃）	12.5畳	6人			
活動室1			80.19㎡	30人			405（〃）	12.5畳	6人				
プレイルーム			187.20㎡	120人			406（〃）	12.5畳	6人				
相談室			13.14㎡	120人			407（〃）	21畳	10人				
玄関・ロビー等			337.59㎡				408.9（〃）	42畳	20人				
				410（〃）	21畳	10人							
駐車場					30台（身障者用1台含む）								
付属設備	音楽室2	グランドピアノ											
	プレイルーム	アップライトピアノ											
付近図	 最寄り駅 JR「南大高」下車 東口より北東へ 約800メートル												

名古屋市青少年宿泊センター一平面図

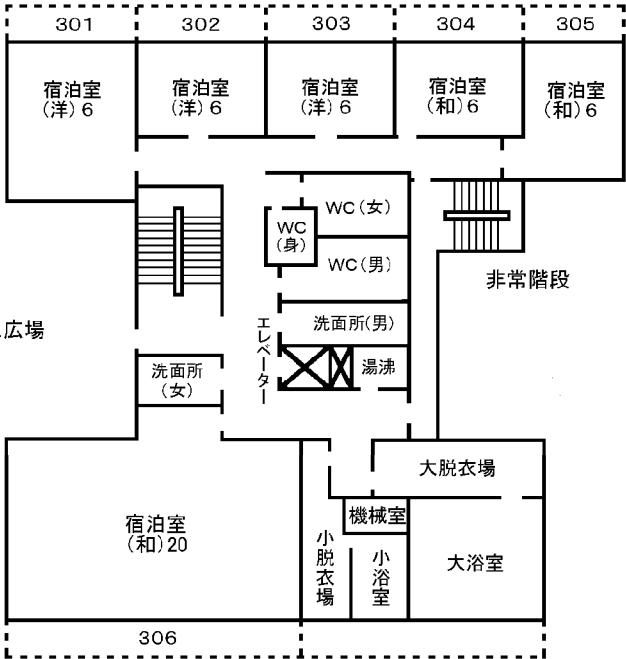
1 F



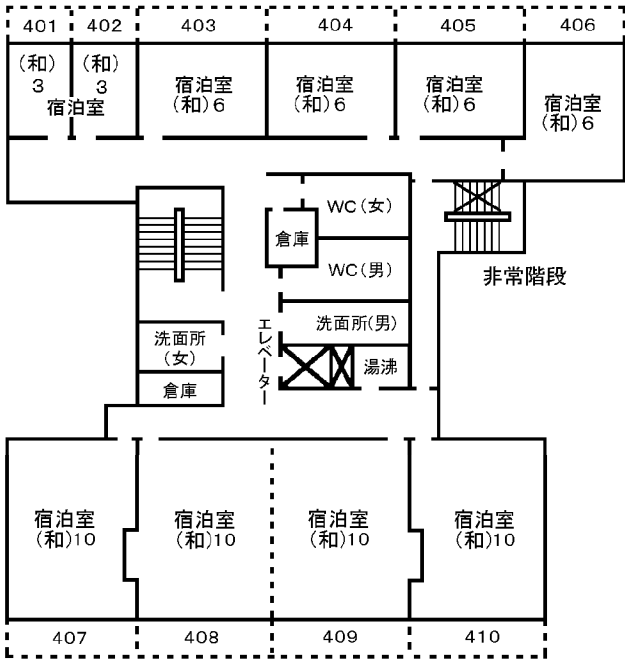
2 F



3 F



4 F



IV 令和7年度事業基本方針

1 目標

社会性・主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成を図るため、社会参加活動や多様な体験、世代間交流等を取り入れた事業を行うことを通して、地域やまちで活躍する青少年の育成を目指した事業を展開する。

2 事業推進の具体的な方向性

一層目の「人につながる支援」、二層目の「地域・まちにつながる支援」、三層目の「地域・まちに働きかける支援」、という三層にわたる支援を具体的に展開し、青少年が社会的に自立するために発達段階に応じた切れ目のない連続的、重層的な支援を進める。

(1) 一層目：人につながる支援

青少年が他者との関わりの中で受け止められ、安心して過ごすことができ、活動できるよう支援する。

① コミュニケーション・交流プログラム

個々の青少年が自己を認め大切にし、他者との関わりの中で自信をもって生きていくことができたり、コミュニケーション力をつけたりして、人につながる素地をつくるための支援をする。

② 青少年の発達段階に応じた支援プログラム

豊かな人間性や社会性を育み、自立を促すために、青少年の発達段階に応じた自然体験、伝統文化体験、生活体験プログラム等を実施するとともに、若者が就労に必要な能力を身に付けるため、若者の自立・就労支援を行う機関などとも連携を図りながら支援を展開する。

③ ライフデザイン支援

青少年が就職、働き方、結婚などを含めた様々な生き方について考える機会を作ったり、青少年が今後のライフデザインを計画することを支援したりするプログラムを実施する。

(2) 二層目：地域・まちにつながる支援

青少年が地域やまちに接点を持ち、地域やまちの取り組みに参加することを支援する。

① ユースボランティアの養成

青少年の社会参加活動を促進するため、プラザにおいてボランティアを希望する青少年に対して、ボランティアとしての心構え等を身に付けることを目的としたプログラムを実施する。併せて、ボランティアに関する情報を積極的に発信するとともに、様々な機会を

捉えてボランティアの担い手になるよう青少年に働きかける。

また、プログラムを受講した青少年に、ユースボランティアの登録を呼びかけ、地域・まちとの関わり、他世代との交流などを支援するとともに、プラザの事業運営への関わりを促進する。

② プラザ事業への参加・参画型イベント等

青少年がプラザをよりよくしていこうとする意見が反映されるよう、プラザにおいて青少年が自ら参加・参画するイベント等を実施する。

③ 企画委員会

企画委員会の主体性を尊重し、プラザ事業運営のもう 1 つの担い手として積極的に関わるようにするとともに、活動内容を円滑に進めるための委員募集やサポートを行う。

(3) 三層目：地域・まちに働きかける支援

青少年が主体的に参画したり、地域やまちに対する意見を表明したりすることを支援する。

① 青少年の社会参画支援

青少年が地域やまちの一員として、持続可能でよりよい社会の実現に向けた課題解決の意見表明や提案をしたり、実際に行動したりするなど、青少年が地域・まち・社会に対して主体的に参画することを促す。青少年から出された意見や提案が、実現されるように事業展開を工夫する。

② ユースカンファレンス

プラザを利用する青少年や、高等学校や大学など様々な場で活動する青少年（20～30人程度を想定）が参加するユースカンファレンスを年 1 回開催する。プラザの運営や事業実施に関することだけでなく、青少年の育成支援に関すること、青少年を取り巻く環境、社会情勢に関すること等をテーマとして設定し、青少年の意見表明の機会として活用する。

③ 自主活動推進支援

青少年による主体的な活動を促す観点から、青少年の自主的な活動を支援するため、以下の支援を実施する。

- ・実施場所の提供
- ・プラザとの共催事業としての実施
- ・参加者を集めるための広報等
- ・担い手の募集

(4) その他

① プラザ活動を市内に広く展開する事業

- ・プラザ事業のアウトリーチ

各種施設等と連携し、プログラムの出張講座や出張居場所づくり事業などを実施し、プラザによる市内全域の青少年への支援の面的な広がりを図る。

- ・ユースボランティアのプラザ事業への関わり、地域活動への参加促進

ユースボランティアがプラザ事業の企画運営や補助、地域における貢献活動を円滑に行うために、支援を実施する。

② 各種団体・施設等との連携

青少年を育成するため、児童館を始め各種施設や各種団体等と連携する。

③ 青少年に関する情報の収集及び提供並びに相談

青少年に関する情報を多角的に収集し効果的に発信したり、青少年の活動等への要望に応えたりする。また、様々な手法により積極的に青少年に情報発信をする。

令和7年度事業報告

I 人につながる支援

1 コミュニケーション・交流プログラム

事業名	実施日	概要	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計	
オープンスペース交流事業 (ユースクエア)	4/6(土)	シャカシャカキーホルダー	1	4	19	5	28	
	4/29(火)	イラスト	2		5	18	23	
	5月3日(日)、10日(日)	母の日クラフト	2	4	47	3	54	
	6月7日(土)、14日(土)	父の日クラフト	2	6	47	6	59	
	7月5日(土)、12日(土)	オリジナルチャームクラフト	2	4	22	3	29	
	7～8月 全6回	夏休み 昆虫ラリー	6	9	113	9	131	
	9月28日(日)	ハロウィン飾り作り	1	1	6	3	10	
	10月25日(土)	柳原通商店街スタンプラリー(ハロウィン)	1	2	306	131	439	
	12月6日(土)	クリスマス飾り作り	1	2	5	2	9	
	2月28日(土)	柳原通商店街スタンプラリー(ねこの日)	1	3	306	131	440	
小計		19	35	876	311	1,222		
居場所作り事業 (青少年宿泊センター) [まるっとしゅくセン]	4月5日(土)	毎月第1土曜日に開催	1		17		17	
	5月3日(土)		1		17		17	
	6月8日(日)		1	4	21	1	26	
	7月5日(土)		1	2	34		36	
	8月2日(土)		1	2	40		42	
	9月6日(土)		1	3	15		18	
	10月4日(土)		1	3	28		31	
	11月1日(土)		1	1	27	4	32	
	12月6日(土)		1	2	9	2	13	
	1月10日(土)			3	21		24	
	2月7日(土)		1	2	21	3	26	
	3月7日(土)		1	5	24		29	
	小計		11	27	274	10	311	
居場所作り事業 (青少年宿泊センター) [スボスタ]	4月18日(金)	毎月1～2回程度開催	1		6		6	
	5月10日(土)、22日(木)		2		29		29	
	6月19日(木)		1		16		16	
	7月17日(木)、7月27日(日)		2		33		33	
	8月20日(水)、8月21日(木)		2		75		75	
	9月19日(金)		1		8		8	
	10月12日(日)、26日(火)		2		29		29	
	11月11日(火)		1		2		2	
	12月12日(金)		1		18		18	
	1月15日(木)、31日(土)		2		24		24	
	2月10日(火)		1		11		11	
	3月19日(木)		1		11		11	
	小計		17	0	262	0	262	
	居場所作り事業 (青少年宿泊センター)		5月5日(月)	こどもの日 射的大会	1	4	12	
7月25日(金)		バスボム作り			22	4	26	
11月24日(火)、25日(水)		愛知ウィーク	2	3	31	4	38	
12月24日(水)		クリスマス会	1		27		27	
小計		4	7	92	8	107		

外部出展	6月21日(土)	みどりっ子体験フェスタ(緑生涯学習センター)	1	1	70	10	81
	10月25日(土)	緑区民祭りブース出展	1	7	480	120	607
	11月23日(日)	北区こどもまつり(名城公園)	1	1	34	120	155
	小計		3	9	584	250	843
ボードゲームカフェinユースクエア	5月17日(土)、18日(日)		1	7	87	24	118
宿題おたすけプラザ	8月20日(水)、8月21日(木)		1	4	14		18
ユースク完全攻略フェア	9月15日(月)	本館登録団体が出展	1	21	119	28	168
クラフトバンドの小物入れ	10月19日(日)	北区区民まつり同時開催	1	2	17	17	36
宿センで泊まって遊んで思い出を作ろう	3月18日(水)～3月19日(木)	宿泊事業	1		41		41
旅するボードゲームカフェ	8月30日(土)	中川生涯学習センター	1	4	8	5	17
	9月20日(土)	昭和生涯学習センター	1	2	7	8	17
	9月27日(土)	天白生涯学習センター	1	3	24	52	79
	10月25日(土)	千種生涯学習センター	1	2	11	29	42
	11月2日(土)	守山生涯学習センター	1	4	10	19	33
	11月8日(土)	中生涯学習センター	1	4	8	16	28
	11月9日(日)	港生涯学習センター	1	2	5	9	16
	12月21日(日)	西生涯学習センター	1	2	17	6	25
	1月24日(土)	中村生涯学習センター	1	3	13	8	24
	1月31日(土)	東生涯学習センター	1	3		3	6
	2月1日(日)	名古屋市立大野木小学校	1	3	33	17	53
	3月1日(日)	瑞穂生涯学習センター(イベント出展)	1	4	79	58	141
	小計		12	36	215	230	481

	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
「I-1 青少年の居場所づくり」 合計	71	148	2,581	878	3,607

2 青少年の発達段階に応じた支援プログラム

事業名	実施日	概要	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
宿センを遊びつくそう(夏休み)	8月19日(火)～20日(水)	青少年宿泊センターにて開催(宿泊)	1		23		23
レスキューロボット&防災 教室2025	9月13日(土)～14日(日)	青少年宿泊センターにて開催(宿泊) 愛知工業大学 港防災センター 共催	1	4	19		23
宿センを遊びつくそう(ハロ ウィン)	10月4日(土)～10月5日(日)	青少年宿泊センターにて開催(宿泊)	1		20		20
有松絞り染め体験	1月18日(日)	青少年宿泊センターにて開催(日帰り) 協力:有松工芸	1		4		4
FEバスケ教室	10月10日(金)	共催:ファイティングイーグルス名古屋	1		32		32
	2月20日(金)		1		45		45
		小計	2	0	77	0	77

	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
「I-2 青少年の発達段階に応じた支援プログラム」 合計	6	4	143	0	147

3 ライフデザイン支援

事業名	実施日	概要	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
養蚕体験	7月13日(日)～8月25日(月)	協力:株式会社大醐 卵から繭になるまで育成	2		104		104
トヨタヴェルブリッツラグビー教室	11月1日(土)	共催:トヨタヴェルブリッツ 現役プロ選手による夢講話、タグラグビーなど、 ラグビー体験を開催	1		5		5
AIチャットボット作り	1月10日(土)	講師:株式会社アフエックス オリジナルのAIチャットボット作り	1		6		6

	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
「I-3 ライフデザイン支援」 合計	4	0	115	0	115

	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
「I 人につながる支援」 合計	81	152	2,839	878	3,869

Ⅱ 地域・まちにつながる支援

1 ユースボランティアの養成

事業名	実施日	概要	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
ユースボランティアをはじめよう	6月7日(土)～8日(日)	青少年宿泊センターにて開催(宿泊) 関わり方を学び、実際にイベントの企画運営を行う 宿泊活動。	1		6		6
緑区区民祭りブース(事前準備)	10月18日(土)	緑区区民祭りのブース出展に向けたイベント準備	1	6			6
ボラMeet!	2月21日(土)	ボランティア交流ペントとして開催。 プラザで活動した青少年、これから活動を考えている 青少年が集まり、コミュニケーションを目的とした情報 共有を実施。	1	14			14
レンタルボードゲームカ フェ	9月6日(土)	緑生涯学習センター	1	1			1
	11月16日(日)	天白生涯学習センター	1	3			3
	12月13日(土)	瑞穂生涯学習センター	1	1			1
	1月18日(日)	天白生涯学習センター	1	2			2
	2月15日(日)	天白生涯学習センター	1	1			1
	小計		5	8	0	0	8
長期休みボランティア	7月27日(日)～31日(日)	夏休み、冬休み、春休みの長期休み期間、青少年宿 泊センターでの居場所作りをサポート	1	20			20
	1月4日(月)～6日(火)		1	9			9
	3月25日(木)～31日(火)		1	10			10
	小計		3	39	0	0	39

	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
「Ⅱ－1 ユースボランティアの養成」 合計	11	67	6	0	73

2 プラザ事業への参加・参画型イベント等

事業名	実施日	概要	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
部活動推進事業(麻雀)	4月12日(土)	ユースクエア 麻雀部 共通の興味を持った青少年が集まり、「やりたいこと」を仲間と交流しながら行い、自身の新たな可能性に気付ける機会とする。	1		1	2	3
	4月26日(土)		1		3	2	5
	5月10日(土)		1		5	2	7
	5月24日(土)		1		4	2	6
	6月14日(土)		1		4	2	6
	6月28日(土)		1		4	3	7
	7月12日(土)		1		2	1	3
	7月26日(土)		1		2	2	4
	8月9日(土)		1		2	3	5
	8月23日(土)		1		3	1	4
	9月13日(土)		1		2	1	3
	9月27日(土)		1		3	1	4
	10月11日(土)		1		7	1	8
	10月25日(土)		1		2	1	3
	11月8日(土)		1		1	1	2
	11月22日(土)		1		2		2
	12月13日(土)		1		6	1	7
	12月27日(土)		1		3	1	4
	1月10日(土)		1		7	1	8
	1月24日(土)		1		2	2	4
	2月14日(土)		1		5	1	6
	2月28日(土)		1		2	1	3
	3月14日(土)		1		1	1	2

	3月28日(土)		1		5	1	6
	小計		24	0	78	34	112
部活動推進事業(ゲーム)	4月10日(木)	ユースクエア ゲーム部 共通の興味を持った青少年が集まり、「やりたいこと」 を仲間と交流しながら行い、自身の新たな可能性に気 付ける機会とする。	1		5	1	6
	4月24日(木)		1		5	1	6
	5月8日(木)		1		4	1	5
	5月22日(木)		1		4	1	5
	6月12日(木)		1		8		8
	6月26日(木)		1		8		8
	7月10日(木)		1		4		4
	7月24日(木)		1		3	1	4
	8月14日(木)		1		2	1	3
	8月28日(木)		1		4	1	5
	9月11日(木)		1		6	1	7
	9月25日(木)		1		4	1	5
	10月9日(木)		1		3	1	4
	10月23日(木)		1		4		4
	11月13日(木)		1		4	1	5
	11月27日(木)		1		4	1	5
	12月11日(木)		1		4	1	5
	12月25日(木)		1		1	1	2
	1月8日(木)		1		3	1	4
	1月22日(木)		1		3	1	4
	2月12日(木)		1		2	1	3
	2月26日(木)		1		2	1	3
	3月12日(木)		1		1	1	2
	3月26日(木)		1		2	1	3
	小計		24	0	90	20	110
部活動推進事業(コピーダンス)	10月25日(土)	ユースクエア コピーダンス部 共通の興味を持った青少年が集まり、「やりたいこと」 を仲間と交流しながら行い、自身の新たな可能性に気 付ける機会とする。	1		3		3
	11月29日(土)		1		3		3
	小計		2	0	6	0	6
部活動推進事業(アニメ研究)	8月16日(土)	ユースクエア アニメ研究同好会 共通の興味を持った青少年が集まり、「やりたいこと」 を仲間と交流しながら行い、自身の新たな可能性に気 付ける機会とする。	1		2		2
	9月20日(土)		1		1		1
	10月12日(日)		1		1		1
	小計		3	0	4	0	4
部活動推進事業(鉄道)	4月12日(土)	ユースクエア 鉄道研究倶楽部 共通の興味を持った青少年が集まり、「やりたいこと」 を仲間と交流しながら行い、自身の新たな可能性に気 付ける機会とする。	1		2		2
	4月26日(土)		1		2		2
	5月10日(土)		1		2		2
	5月24日(土)		1		2		2
	6月28日(土)		1		1		1
	7月12日(土)		1		1		1
	7月26日(土)		1		2		2
	8月23日(土)		1		1		1
	9月13日(土)		1		2		2
	9月27日(土)		1		1		1
	11月8日(土)		1		2		2
	11月22日(土)		1		2		2
	小計		12	0	20	0	20
部活動推進事業(ゲーム制作)	4月19日(土)	ユースクエア ゲーム制作部 共通の興味を持った青少年が集まり、「やりたいこと」 を仲間と交流しながら行い、自身の新たな可能性に気 付ける機会とする。	1		4		4
	5月3日(土)		1		2		2
	5月17日(土)		1		2		2
	6月7日(土)		1		5		5
	6月21日(土)		1		2		2
	7月19日(土)		1		3		3
	8月16日(土)		1		4		4
	9月20日(土)		1		2		2
	10月4日(土)		1		2		2

	10月18日(土)		1		4		4
	11月1日(土)		1		3		3
	11月15日(土)		1		3		3
	12月6日(土)		1		4		4
	12月20日(土)		1		4		4
	1月17日(土)		1		3		3
	2月19日(木)		1		4		4
	3月7日(土)		1		1		1
	3月21日(土)		1		2		2
	小計		18	0	54	0	54
部活動推進事業(スクラップアート)	1月9日(金)	ユースクエア スクラップアート同好会 共通の興味を持った青少年が集まり、「やりたいこと」 を仲間と交流しながら行い、自身の新たな可能性に気 付ける機会とする。	1		1		1
	2月5日(木)		1		1		1
	小計		2	0	2	0	2
部活動推進事業(フェス)	5月16日(金)	ユースクエア フェス部 共通の興味を持った青少年が集まり、「やりたいこと」 を仲間と交流しながら行い、自身の新たな可能性に気 付ける機会とする。	1		10		10
	6月15日(日)		1		9		9
	小計		2	0	19	0	19
部活動推進事業(異文化C)	4月19日(土)	ユースクエア 異文化コミュニケーション部 共通の興味を持った青少年が集まり、「やりたいこと」 を仲間と交流しながら行い、自身の新たな可能性に気 付ける機会とする。	1		2		2
	4月26日(土)		1		3		3
	5月17日(土)		1		4	1	5
	小計		3	0	9	1	10
部活動推進事業(アニメトーク)	5月30日(金)	ユースクエア アニメトーク同好会 共通の興味を持った青少年が集まり、「やりたいこと」 を仲間と交流しながら行い、自身の新たな可能性に気 付ける機会とする。	1		4	2	6
	8月17日(日)		1		4	2	6
	9月28日(日)		1		4	1	5
	12月28日(日)		1		5		5
	小計		4	0	17	5	22
部活動推進事業(人狼)	3月21日(土)	ユースクエア 人狼部 共通の興味を持った青少年が集まり、「やりたいこと」 を仲間と交流しながら行い、自身の新たな可能性に気 付ける機会とする。	1		2		2
カフェ活動	8月2日(土)	夏カフェ	1	12			12
	2月28日(土)	春カフェ(ねこの日)	1		7		7
	10月12日(日)、18日(土)	秋カフェ(城北荘・ユースクエア)	2	6	12		18
	3月8日(日)	春カフェ(城北荘)	1		6		6
	3月15日(日)	春カフェ(まるっとフェスティバル)	1		15		15
	3月22日(日)	カフェ活動お疲れさま会	1	11			11
	小計		7	29	40	0	69
0からはじめる音響照明講習会	8月5日(火)	講師:ユースクエア フェス部 フェス部メンバーが講師となり、プレイルームにて音 響、照明の講習会を行った。	1	4	7		11
海賊フェスティバル	6月1日(日)	令和7年度企画委員会企画 オープンスペースで複数のブースを展開した。	2	12	42	4	58
サマーフェスタ	8月10日(日)	令和7年度企画委員会企画 「夏祭り」をテーマに縁日ブースやおぼけ屋敷などを展 開。複数の外部団体に参加してもらった。	1	162	350	100	612
北区区民祭り遊びのブース	10月19日(日)	令和7年度企画委員会企画 北区区民祭りに出展し、遊びのブースの企画・運営を 行った。	1	14	220	80	314
集まれ！夜のシュクセン	11月15日(土)～16日(日)	令和7年度企画委員会企画 分館にて宿泊イベントを企画・運営した。	1	11	2		13
プロギング	12月6日(土)	共催:どえりやあWings・プロジェクトsky フェアトレードの紹介や施設近隣でのプロギングを実 施。	1	6	5	4	15
ペットボトルボーリング(職場体験企画)	2月23日(月)	分館にて開催。 職場体験の中学生が企画、準備したイベントを開催。	1	6	14		20
ユースクエアまるごとフェスティバル	3月15日(日)	令和7年度企画委員会企画 夏祭り同様、複数の外部団体に参加してもらった。企 画委員は[RPG]をテーマにしたブースを展開。	1	101	160	40	301

	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
「Ⅱ-2 プラザ事業への参加・参画型イベント等」 合計	111	345	1,141	288	1,774

3 企画委員会

派遣事業名	実施日	概要	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計	
企画委員会	4月9日(水)	ユースクエアの運営に関わる青少年組織。青少年が 主体となって、イベントの企画・運営などを行う。	1	14			14	
	4月23日(水)		1	16			16	
	5月14日(水)		1	16			16	
	5月28日(水)		1	14			14	
	6月11日(水)		1	14			14	
	6月24日(火)		1	15			15	
	7月9日(水)		1	15			15	
	7月23日(水)		1	14			14	
	8月7日(木)		1	12			12	
	8月20日(水)		1	12			12	
	9月10日(水)		1	15			15	
	9月24日(水)		1	14			14	
	10月8日(水)		1	10			10	
	10月22日(水)		1	14			14	
	11月12日(水)		1	11			11	
	11月26日(水)		1	11			11	
	12月10日(水)		1	14			14	
	12月17日(水)		1	14			14	
	1月14日(水)		1	14			14	
	1月28日(水)		1	13			13	
	2月11日(水)		1	15			15	
	2月25日(水)		1	8			8	
	3月11日(水)		1	16			16	
	3月25日(水)	1	15			15		
	小計		24	326	0	0	326	
プレ企画委員会	6月21日(土)	上記企画委員会の定例会については委員長・副委員 長が中心となって運営する。	1	3			3	
	7月12日(土)		1	3			3	
	8月6日(水)		1	3			3	
	9月6日(土)		1	3			3	
	10月16日(木)		1	3			3	
	11月22日(土)		1	3			3	
	12月11日(木)		1	2			2	
	1月16日(金)		1	2			2	
	2月21日(土)		1	4			4	
	3月10日(火)		1	3			3	
			小計		10	29	0	0

	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
「Ⅱ－3 企画委員会」 合計	34	355	0	0	355

	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
「Ⅱ 地域・まちにつながる支援」 合計	156	767	1,147	288	2,202

Ⅲ 地域・まちに働きかける支援

1 青少年の意見表明支援

事業名	実施日	概要	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
サステナまち計画2025	7月3日(木)	「持続可能なまちづくり」をコンセプトに、名古屋市北区の名城・柳原地区にある、愛知学院大学、名古屋造形大学、株式会社大鵬、ユースクエアでそれぞれの空間を利用した取り組みを行った。 企画段階の定例会議から青少年と共に参加した。	1	1			1
	9月1日(月)		1	2			2
	9月26日(金)		1	1			1
	10月24日(金)		1	2			2
	12月7日(日)		1	4	107	31	142
	小計		5	10	107	31	148
ぼらマッチ！なごや2025	7月15日(火)	ぼらマッチへのブース出展では、企画委員会メンバーが参加し、ユースボランティアや企画委員会の説明や紹介をおこなった。 企画段階の定例会議から青少年と共に参加した。	1	2			2
	7月30日(水)		1	3			3
	9月17日(水)		1	2			2
	10月15日(水)		1	1			1
	11月18日(火)		1	1			1
	11月29日(土)	1	3	14	10	27	
小計		6	12	14	10	36	
なごや高校生アクションプロジェクト	6月15日(日)	令和7年度よりプラザ事業として事務局を担う。まちの課題を考え話し合い解決策を名古屋市に提案するプロジェクト。 定例会(全6回)運営：NPO法人わかもののみち ※3月1日(日)はグループの活動	1		23		23
	7月13日(日)		1		22		22
	8月3日(日)		1		17		17
	9月21日(日)		1		15		15
	11月9日(日)		1		17		17
	12月14日(日)		1		28	25	53
	3月1日(日)		3	1	5		6
	小計		9	1	127	25	153

	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
「Ⅲ－1 青少年の意見表明支援」 合計	20	23	248	66	337

2 ユースカンファレンス

事業名	実施日	概要	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
ユースカンファレンス	6月22日(日)	青少年宿泊センターにて開催 宿泊センターのリニューアル改修に向けて参加者同士の交流や意見交換を行った。	1		16		16

	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
「Ⅲ－2 ユースカンファレンス」 合計	1	0	16	0	16

3 青少年の自主活動推進支援

事業名	実施日	概要	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
マジシャンShingoのマジック教室	4月13日(日)	【分館】 主催: 青少年	1	3	28		31
ボランティアってなんだろう?	8月18日(月)	【本館】 主催: 青少年	1	1	5	1	7
Youth Summer Fes	8月22日(金)	【本館】 主催: ユースクエア フェス部	1	17	31	3	51
マジシャンShingoのマジック教室	8月24日(日)	【分館】 主催: 青少年	1	2	32	13	47
ポケフェス	8月29日(金)	【本館】 主催: ユースクエア ダンス部	1	2	15		17
Youth Dance Festival	2月7日(土)	【本館】 主催: ユースクエア フェス部 共催: 北文化小劇場	1	16	141	47	204
話し合い×カフェ	2月14日(土)	【本館】 主催: 青少年	1	1	3		4
大学生と話そう	3月21日(土)	【本館】 主催: 青少年	1	6	6		12
Youth Spring Fes	3月27日(金)	【本館】 主催: ユースクエア フェス部	1	18	79	18	115

	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
「Ⅲー3 青少年の自主活動推進支援」 合計	9	66	340	82	488

	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
「Ⅲ 地域・まちに働きかける支援」 合計	30	89	604	148	841

	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
令和7年度 事業実績 総計	267	1,008	4,590	1,314	6,912

IV その他

1 各種団体・施設等との連携

4月	22日 緑区区政推進会議(例会) 25日 北区区政推進会議(例会)
5月	15日 緑区区民祭り実行委員会 18日 IGアリーナ連絡会 28日 北区子育て支援ネットワーク連絡会
6月	5日 緑区子育て支援ネットワーク連絡会 6日 北区こどもまつり実行委員会 19日 北区区政推進会議(幹事会)
7月	7日 北区こどもまつり実行委員会 24日 北区区政推進会議(例会: 書面開催)
8月	7日 緑区区民祭り総会
9月	6日 北区こどもまつり実行委員会 18日 北区区政推進会議(幹事会: 書面開催) 24日 緑区区政推進会議
10月	22日 北区区政推進会議(例会) 22日 緑区区政推進会議
11月	27日 北区区政推進会議(幹事会: 書面開催) 22日 緑区区政推進会議
12月	7日 北区こどもまつり実行委員会 25日 北区区政推進会議(例会: 書面開催)
1月	28日 緑区区民祭り総会
2月	26日 北区区政推進会議(幹事会: 書面開催) 25日 緑区区民祭り総会
3月	6日 緑区子育て支援ネットワーク連絡会 19日 北区区政推進会議(例会)

2 広報・情報事業

<印刷物配架>

4月	ブラザニュースvol.5	約 1,200 部
	旅するボードゲームカフェinユーススクエア	約 1,500 部
	なごや高校生アクションプロジェクト2025	約 26,000 部
	R7.自主活動案内	約 1,100 部
5月	R7.ユースカンファレンス	約 1,300 部
	カフェ活動メンバー募集	約 100 部
	ユースボランティアをはじめてみよう	約 600 部
	養蚕体験	約 300 部
6月	音響照明講習	約 200 部
	フェス部部員募集	約 700 部
	レスキューロボット工作&防災教室2024	約 1,200 部
	宿センを遊びつくそう	約 1,200 部
7月	サマーフェスタ ～ユーススクエアで夏祭り～	約 3,000 部
	ブラザニュースvol.5 増刷	約 200 部
	旅するボードゲームカフェ(中川生涯学習センター)	約 200 部
	Youth Summer Fes(フェス部)	約 700 部
8月	旅するボードゲームカフェ(昭和生涯学習センター)	約 200 部
	完全攻略フェア	約 1,400 部
	宿センを遊びつくそう(ハロウィン)	約 1,200 部
	FEバスケ教室@しゅくセン	約 1,200 部
9月	トヨタヴェルブリッツ ラグビー教室	約 1,200 部
	旅するボードゲームカフェ(港生涯学習センター)	約 200 部
10月	集まれ! 夜のシュクセン	約 1,000 部
	旅するボードゲームカフェ(西生涯学習センター)	約 200 部
	旅するボードゲームカフェ(中村生涯学習センター)	約 200 部
	AIチャットボット作りに挑戦!	約 1,200 部
	R7.名古屋市YW育成推進事業(普及)	約 2,000 部
	R7.ユースワーカー養成講習会	約 1,100 部

11月	なごや高校生アクションプロジェクト2025最終プレゼン	約 1,000 部
	パンフレット	約 500 部
	プロギングイベント	約 1,500 部
	サステナまち計画	約 300 部
12月	ユースボランティア募集	約 500 部
	Youth Dance Fes	約 700 部
	旅するボードゲームカフェ(西生涯学習センター)	約 300 部
	本館/パンフレット	約 2,000 部
	分館/パンフレット	約 2,000 部
	R7.名古屋市YW育成推進事業(普及)2回目	約 1,100 部
	有松絞り体験	約 1,300 部
	FEバスケ教室@しゅくセン	約 700 部
	R7.名古屋市YW育成推進事業(普及)2回目	約 100 部
1月	旅するボードゲームカフェ(東生涯学習センター)	約 300 部
	ボラMeet!	約 600 部
2月	卒業お泊り会チラシ	約 1,500 部
	ブラザニュースvol.6	約 1,500 部
	ブラザニュースvol.7	約 1,500 部
	まるごとフェスティバル	約 3,000 部
	Youth Spring Fes	約 400 部
3月	ユースボランティアをはじめよう	約 1,000 部
	令和8年度企画委員会募集	約 700 部
合計		約 73,100 部

<デジタルチラシ・情報誌等掲載>

4月	
5月	広報なごや北区版[ボードゲームカフェinユースクエア] デジタルチラシ[本館:養蚕体験]
6月	デジタルチラシ[分館:まるっとしゅくセン]
7月	広報なごや北区版[サマーフェスタ] 広報なごや緑区版[レスキューロボット工作&防災教室] デジタルチラシ[本館:サマーフェスタ] デジタルチラシ[本館:旅するボードゲームカフェ] デジタルチラシ[分館:まるっとしゅくセンSP] デジタルチラシ[分館:宿センをあそびつくそう]
8月	広報なごや全市版[ユースクエア完全攻略フェア] デジタルチラシ[分館:FEバスケ教室@しゅくセン]
9月	デジタルチラシ[分館:トヨタヴェルブリッツラグビー教室]
10月	デジタルチラシ[本館:オリジナルAIチャットボット作り] デジタルチラシ[分館:あいちウィークラフト]
11月	デジタルチラシ[本館:旅するボードゲームカフェ]
12月	デジタルチラシ[分館:有松絞り染め体験]
1月	デジタルチラシ[本館:ボラMeets!] デジタルチラシ[分館:FEバスケ教室@しゅくセン]
2月	デジタルチラシ[本館:ユースクエア まるごとフェスティバル]
3月	広報なごや北区版[ユースクエア まるごとフェスティバル] 広報なごや緑区版[ユースボランティアを始めてみよう] デジタルチラシ[分館:まるっとしゅくセン]

<インターネット>

公式ウェブサイトにも各事業案内を掲載
各種SNSにて情報発信、名古屋市電子申請サービスでの各事業の募集

令和7年度利用状況

1 青少年交流プラザ（本館）

(1) 開所日数 315日 (イベントにより一般貸出のない5日を除く)

(2) 部屋利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
青少年	7,536	66.9%	56,554	71.4%	74.5%
一般	2,221	19.7%	12,224	15.4%	
主催事業等	1,503	13.3%	10,455	13.2%	
合計	11,260	100.0%	79,233	100.0%	

(3) オープンスペース利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
利用者	—	—	93,369	—	—

(4) 時間帯別利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
午前	2,337	20.8%	17,720	22.4%	67.4%
午後	2,863	25.4%	19,731	24.9%	69.9%
夕方	3,131	27.8%	21,602	27.3%	76.5%
夜間	2,929	26.0%	20,180	25.5%	84.5%
合計	11,260	100.0%	79,233	100.0%	74.5%

(5) 曜日別利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
平日	6,601	58.6%	41,660	52.6%	69.8%
土曜日	1,966	17.5%	15,446	19.5%	83.6%
日曜日	1,954	17.4%	16,733	21.1%	84.8%
祝日	739	6.6%	5,394	6.8%	73.3%
合計	11,260	100.0%	79,233	100.0%	74.5%

(6) 部屋別利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
活動室1・3	4,001	35.5%	22,479	28.4%	79.4%
活動室2・4	1,994	17.7%	14,245	18.0%	79.1%
ミーティングルーム1・2	1,704	15.1%	8,704	11.0%	67.6%
プレイルーム	1,017	9.0%	24,091	30.4%	80.7%
音楽スタジオ1・2	2,544	22.6%	9,714	12.3%	67.3%
合計	11,260	100.0%	79,233	100.0%	74.5%

(7) 青少年団体登録状況

(単位：団体)

種類		青年団体	少年団体	青少年団体	合計
音楽	バンド	25	2	2	29
	吹奏楽	9	2	3	14
	合唱	5	1	4	10
	管弦楽	6		2	8
	太鼓	6	1	13	20
	ギター				0
	その他				0
ダンス		88	3	32	123
バトン					0
演劇		72	2	8	82
国際交流				1	1
手話				1	1
話し方		2			2
キャンプカウンセラー		1			1
ヨガ					0
福祉					0
その他		4	1	2	7
合計		218	12	68	298

(8) 青少年育成サポーター登録状況

	人数
登録人数	291

(9) 月別利用状況

① 部屋利用

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開所日数	日	26	28	25	29	30	26	28	28	24	25	25	26	320
貸出日数	日	26	28	25	29	26	26	28	28	24	25	25	25	315
青少年	件	572	627	605	643	672	673	614	612	558	583	734	643	7,536
	人	4,160	4,308	5,067	4,422	4,976	5,176	4,024	4,927	3,870	4,761	5,892	4,971	56,554
一般	件	192	197	194	237	132	174	215	183	174	190	180	153	2,221
	人	1,162	1,062	993	1,340	690	1,094	1,185	849	1,071	1,002	918	858	12,224
主催事業等	件	88	103	100	169	177	105	106	122	95	137	75	226	1,503
	人	498	899	668	1,330	1,079	872	709	772	619	1,162	508	1,339	10,455
合計	件	852	927	899	1,049	981	952	935	917	827	910	989	1,022	11,260
	人	5,820	6,269	6,728	7,092	6,745	7,142	5,918	6,548	5,560	6,925	7,318	7,168	79,233
利用率	%	68.3%	69.0%	74.9%	75.4%	78.6%	76.3%	69.6%	68.2%	71.8%	75.8%	82.4%	85.2%	74.5%

② オープンスペース利用

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者	人	6,293	7,388	7,368	8,908	8,943	7,868	8,118	8,313	7,023	7,822	7,959	7,366	93,369

2 青少年宿泊センター（分館）

（１） 宿泊使用

① 利用率等 宿泊開館日数 309 (除、1月消防設備工事日)

開館日数(日)	宿泊日数(日)	宿泊室数(室)	宿泊率(%)	利用率(%)
311	188	1,618	60.8%	34.9%

* 宿泊率=宿泊日数／開館日数 (%)

* 利用率=宿泊室数／開館日数×15室 (%)

② 宿泊団体数

1泊	2泊	3泊	4泊以上	合計	延べ数(件数)
274	65	11	0	350	2263

③ 世代別宿泊人数

区 分		宿泊人数		比率(%)
青少年	就学前	223	7,590	82.3%
	小学生	2,385		
	中学生	1,722		
	高校生	939		
	～29歳	2,321		
一 般		1,633		17.7%
合 計		9,223		100%

（２） 宿泊団体種別状況

区 分	件数	宿泊人数
保育園等	10	194
少年団体	120	3,371
青年団体	71	1,748
中学・高校等	55	1,687
短大・大学等	20	860
一般・事業所	51	1,131
家族・その他	23	232
合 計	350	9,223

（３） 宿泊団体目的別状況

区 分	件数	宿泊人数
スポーツ	117	4,492
学習・研修	33	559
演劇・ダンス	34	695
音楽・合唱	83	2,098
保育・子育て	9	258
学童・子ども会等	22	403
親睦・その他	52	718
合 計	350	9,223

(4) 活動室等使用

区 分		件数	利用人数	比率(%)	
宿泊使用	青少年団体	1,246	32,351	53.1%	54.8%
	一般団体	60	1,017	1.7%	
	小計	1,306	33,368		
日帰り使用	青少年団体	1,946	19,526	32.1%	45.2%
	一般団体	743	8,025	13.2%	
	小計	2,689	27,551		
合 計	青少年団体	3,192	51,877	85.2%	100%
	一般団体	803	9,042	14.8%	
	合計	3,995	60,919		

(5) 活動室等別利用内容

区 分	件数	利用人数			利用率(%)
		青少年団体	一般団体	合計	
教室 1	280	3,235	261	3,496	30.0%
教室 2	373	2,021	393	2,414	40.0%
教室 3	648	2,556	232	2,788	69.5%
教室 4	272	4,398	556	4,954	29.2%
プレイルーム	535	12,879	2,116	14,995	57.3%
活動室 1	420	4,751	1,196	5,947	45.0%
活動室 2	281	3,750	575	4,325	30.1%
音楽室 1	214	474	343	817	22.9%
音楽室 2	158	661	355	1,016	16.9%
体育室	719	14,676	2,712	17,388	77.1%
和室	10	0	188	188	
野外炊飯施設	85	2,476	115	2,591	
合計	3,995	51,877	9,042	60,919	41.8%

*利用率=件数／開所日数×3(午前・午後・夜間) (%) …和室・野外施設利用を除く

(6) 体育室利用団体種別状況

区 分	件数	宿泊人数
保育園等	5	213
少年団体	201	6,424
青年団体	191	5,075
中学・高校等	70	1,777
短大・大学等	8	94
一般・事業所	181	2,764
家族・その他	63	1,041
合 計	719	17,388

(7) 体育室利用団体目的別状況

区 分	件数	宿泊人数
スポーツ	627	13,524
学習・研修	26	607
演劇・ダンス	30	1,492
音楽・合唱	8	325
保育・子育て	1	9
学童・子ども会等	14	1,194
親睦・その他	13	237
合 計	719	17,388

(8) 活動室等利用団体種別状況（体育室・和室・野外施設除く）

区 分	件数	宿泊人数
保育園等	32	840
少年団体	337	5,906
青年団体	650	12,721
中学・高校等	227	5,085
短大・大学等	145	2,703
一般・事業所	607	6,753
家族・その他	1,183	6,744
合 計	3,181	40,752

(9) 活動室等利用団体目的別状況（体育室・和室・野外施設除く）

区 分	件数	宿泊人数
スポーツ	127	1,788
学習・研修	1,550	16,542
演劇・ダンス	486	8,645
音楽・合唱	601	6,769
保育・子育て	40	745
学童・子ども会等	111	2,559
親睦・その他	266	3,704
合 計	3,181	40,752

(10) 活動室等利用時間区分別

区 分	午前		午後		夜間		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
青少年団体	976	16,796	1,076	18,631	1,140	16,450	3,192	51,877
一般団体	306	3,572	328	3,649	169	1,821	803	9,042
合計	1,282	20,368	1,404	22,280	1,309	18,271	3,995	60,919

(11) オープンスペース利用状況

区分	人数
利用者	23695

○名古屋市青少年交流プラザ条例

平成18年12月27日

条例第80号

改正 平成20年条例第42号

平成21年条例第66号

平成25年条例第25号

平成28年条例第36号

令和4年条例第56号

令和8年条例第40号

注 令和4年12月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 社会性及び主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成を図るため、次のように青少年交流プラザを設置する。

名称 名古屋市青少年交流プラザ

位置 名古屋市北区柳原三丁目6番8号

2 名古屋市青少年交流プラザに、次のように分館を置く。

名称 名古屋市青少年宿泊センター

位置 名古屋市緑区大高町字蝮池4番地の6

(事業)

第2条 名古屋市青少年交流プラザ（以下「プラザ」という。）は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 青少年の社会参加体験活動その他の体験活動の促進

(2) 青少年の社会参加活動の促進のための青少年ボランティアの養成及びそのボランティア活動の支援

(3) 青少年相互の交流及び青少年と他の世代との交流の促進

(4) 青少年の自立支援に関する事業

(5) 青少年に関する情報の収集及び提供並びに相談

(6) 青少年に関する各種の団体、施設等との連携

(7) 青少年に関する調査研究

(8) プラザの施設の供用

(9) その他市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第3条 プラザの別表第1に掲げる施設（以下「プラザの施設」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。

(2) 管理上の支障があるとき。

3 市長は、第1項の許可に際して、プラザの管理上必要な条件を付けることができる。

(使用料)

第4条 プラザの施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

3 プラザの駐車場を使用しようとする者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 市長は、特別の事由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可された使用目的に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗をみだしたとき、又はみだすおそれがあるとき。
- (5) 工事その他のプラザの管理上やむを得ない事由が生じたとき。

(特別の設備の設置)

第8条 使用者は、プラザの施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は原状の変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第9条 特別の設備を設け、若しくは原状の変更をした使用者が使用を終わったとき、又は使用の停止若しくは使用の許可の取消しがなされたときは、直ちに特別の設備を撤去し、かつ、プラザの施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第10条 建物、設備その他器具を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従い、これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第11条 プラザの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第12条 市長は、プラザの指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 プラザの指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) 市民の平等利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、プラザの設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

4 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、プラザの開館時間及び休館日の定めに従い、当該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

2 前項のプラザの開館時間及び休館日は、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長との協議により、開館時間以外の時間及び休館日に開館することができる。

(令4条例56・一部改正)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条に規定する事業の実施に関すること。

(2) プラザの施設の使用の許可に関すること。

(3) プラザの施設の使用料の徴収に関すること。

(4) プラザの維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。

(5) その他市長が定める業務

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成19年規則第84号で平成19年7月7日から施行。ただし、附則第2項の規定の施行期日は、平成19年6月1日から施行)

2 この条例の規定に基づく許可の申請その他プラザの施設を使用するために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成20年条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の名古屋市青少年交流プラザ条例（以下「新条例」という。）第12条の規定による指定管理者の指定の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（名古屋市青年の家条例の廃止）

- 3 名古屋市青年の家条例（昭和45年名古屋市条例第32号）は、廃止する。

（名古屋市青年の家条例の廃止に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の名古屋市青年の家条例第3条第1項の規定により青年の家の施設の使用の許可を受けている者又は青年の家の施設の使用の許可を申請し、受理されている者は、新条例第3条第1項の規定によるプラザの施設の使用の許可を受けた者又はプラザの施設の使用の許可を申請し、受理された者とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に前項の規定により許可を受けた者及び受理された者とみなされた者の使用料の額については、新条例別表第1の規定を適用する。
- 6 この条例の施行の日の前日において名古屋市青年の家運営審議会の委員である者の任期は、附則第3項の規定による廃止前の名古屋市青年の家条例第13条第4項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成21年条例第66号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第25号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第4条及び別表第2の改正規定は平成25年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市青少年交流プラザ条例第12条の規定による名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）の指定管理者の指定の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成28年条例第36号）

- 1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市青少年交流プラザ条例第12条の規定による指定管理者の指定の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和4年条例第56号）抄

（施行期日）

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

別表第1

1 プラザ（分館を除く。）の施設の使用

使用区分			使用料の額			
			3時間	6時間	9時間	1日
プレイルーム			2,500円 (5,000円)	5,000円 (10,000円)	7,500円 (15,000円)	10,000円 (20,000円)
活動室 A	区画しない場合		1,500円 (3,000円)	3,000円 (6,000円)	4,500円 (9,000円)	6,000円 (12,000円)
	区画 する 場合	第1室	750円 (1,500円)	1,500円 (3,000円)	2,250円 (4,500円)	3,000円 (6,000円)
		第2室	750円 (1,500円)	1,500円 (3,000円)	2,250円 (4,500円)	3,000円 (6,000円)
活動室B			900円 (1,900円)	1,900円 (3,800円)	2,800円 (5,700円)	3,800円 (7,600円)
ミーティングルーム			400円 (900円)	900円 (1,800円)	1,300円 (2,700円)	1,800円 (3,600円)
音楽スタジオ			2時間 300円 (700円)			

備考

- 1 使用時間の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 3時間
 - ア 9時30分から12時30分まで
 - イ 12時30分から15時30分まで
 - ウ 15時30分から18時30分まで
 - エ 18時30分から21時30分まで
 - (2) 6時間
 - ア 9時30分から15時30分まで
 - イ 12時30分から18時30分まで
 - ウ 15時30分から21時30分まで
 - (3) 9時間
 - ア 9時30分から18時30分まで
 - イ 12時30分から21時30分まで
 - (4) 1日 9時30分から21時30分まで
- 2 () 内の額は、第1条のプラザの設置の目的のため以外に使用する場合に適用する。
- 3 附属設備の使用料の額は、附属設備の種類又は品目ごとに規則で定める額とする。

2 分館の施設（宿泊室を除く。）の日帰り使用

使用区分		使用料の額					
		午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	1日
体育室	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	3,600円	3,600円	7,200円	4,100円	7,700円	11,300円
	その他の場合	8,700円	8,700円	17,400円	9,900円	18,600円	27,300円
プレイルーム	付属の音響装置及び映像装置を使用する場合	6,500円	6,500円	13,000円	7,400円	13,900円	20,400円
	付属の音響装置及び映像装置を使用しない場合	4,000円	4,000円	8,000円	4,500円	8,500円	12,500円
第1活動室		1,800円	1,800円	3,600円	2,000円	3,800円	5,600円
第2活動室		2,400円	2,400円	4,800円	2,700円	5,100円	7,500円
音楽室	第1音楽室						
	第2音楽室	1,500円	1,500円	3,000円	1,900円	3,400円	4,900円
和室	第1和室 第2和室 (1室につき)	600円	600円	1,200円	700円	1,300円	1,900円
	第3和室 第4和室 (1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	第5和室 第6和室 第7和室 第8和室 (1室につき)	600円	600円	1,200円	700円	1,300円	1,900円
	第9和室 第10和室 第11和室 第12和室 (1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
教室	第1教室	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	第2教室 第3教室 (1室につき)	600円	600円	1,200円	700円	1,300円	1,900円
	第4教室	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円

備考

- 1 使用時間の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 午前 午前9時から午後0時30分まで
 - (2) 午後 午後1時から午後4時30分まで
 - (3) 午前午後 午前9時から午後4時30分まで
 - (4) 夜間 午後5時から午後9時まで
 - (5) 午後夜間 午後1時から午後9時まで
 - (6) 1日 午前9時から午後9時まで
- 2 () 内の額は、附属の音響装置及び映像装置を使用しない場合に適用する。
- 3 附属設備の使用料の額は、附属設備の品目ごとに市長が定める額とする。

3 分館の施設の宿泊使用

使用区分	使用者の区分	単位	使用料の額
宿泊室及びその他の施設(市長が必要と認めるものに限る。)	15歳以上30歳未満の者(中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)	1人1泊	600円
	30歳以上の者	1人1泊	1,900円
備考			
1 小学校就学の始期に達するまでの者及び中学校若しくは小学校又はこれらに準ずる学校に在学する者は、無料とする。			
2 分館の施設の宿泊使用における宿泊室の使用は、午後4時30分から翌日の午前9時までとする。			

別表第2

使用区分	使用料の額	
	1日1回	回数券
駐車場(1台につき)	300円	11回分 3,000円 25回分 5,000円
備考 駐車時間が30分以内のときは、無料とする。		

○名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則

平成19年 4 月25日

規則第85号

改正 平成20年規則第112号

平成21年規則第 4 号

平成21年規則第72号

平成22年規則第37号

平成24年規則第74号

平成24年規則第95号

平成25年規則第69号

平成28年規則第20号

平成28年規則第96号

令和元年規則第11号

令和 2 年規則第123号

令和 4 年規則第25号

令和 5 年規則第23号

令和 6 年規則第13号

注 令和 2 年11月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋市青少年交流プラザ条例（平成18年名古屋市条例第80号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第 2 条 名古屋市青少年交流プラザ（以下「プラザ」という。）の開館時間及び休館日は、別表第 1 のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に、開館時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは休館日以外の日に休館することができる。

2 市長は、条例第13条第 3 項の規定により、指定管理者に、別表第 1 に定める開館時間以外の時間及び同表に定める休館日に開館させようとする場合は、その旨を告示するものとする。

(分館の施設の宿泊使用)

第 2 条の 2 名古屋市青少年宿泊センター（以下「分館」という。）の施設を宿泊使用することができる者は、5 人以上の団体とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

2 分館の施設を宿泊使用する者は、午前 9 時から午後 9 時までに入退館しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、午後 9 時以後に入館し、又は午前 9 時以前に退館することができる。

3 別表第 1 分館の項休館日の欄の規定にかかわらず、市長は、同欄第 1 号及び第 2 号に規定する休館日並びに12月29日の午前 9 時まで宿泊使用させることができる。

(使用許可申請の手続)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規定によりプラザの施設の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 使用目的
- (2) 使用区分
- (3) 使用期日及び時間
- (4) 集会又は入場予定人員
- (5) 特別の設備等の要否
- (6) 使用責任者の住所及び氏名
- (7) その他必要な事項

2 前項の申請は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる申請期間において、又は申請日から行うことができる。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

区分		申請期間又は申請日
プレイルーム(分館を除く。)	1 青少年の団体が自らの活動の成果の発表のために使用する場合	使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとするときは、その最初の日。以下この表において同じ。)の属する月の前8月の初日以後
	2 この項第1号に掲げる場合以外に青少年の団体が使用する場合	使用しようとする日の属する月の前2月の初日以後
	3 その他の場合	使用しようとする日の属する月の前1月の初日以後
分館の施設(宿泊室及びその他の施設(市長が必要と認めるものに限る。)(以下「宿泊室等」という。)に限る。)	1 市又は市の機関が主催し、又は他の団体と共催する行事であって、条例第1条第1項のプラザの設置の目的のために使用する場合	使用しようとする日の属する月の前12月の初日から使用しようとする日の1週間前まで
	2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設が使用する場合	
	3 青少年の団体が使用する場合	使用しようとする日の属する月の前3月の初日から使用しようとする日の1週間前まで
	4 その他の場合	使用しようとする日の属する月の前2月の初日から使用しようとする日の1週間前まで
その他の施設	1 青少年の団体が使用する場合	使用しようとする日の属する月の前2月の初日以後
	2 その他の場合	使用しようとする日の属する月の前1月の初日以後

(令4規則25・一部改正)

(使用期間)

第4条 プラザの施設の使用期間（同一人が同一施設を使用する場合に限る。）は、プレイルーム（分館を除く。）については引き続き7日以内、宿泊室等については引き続き4日以内、その他の施設については引き続き3日以内とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

（使用の許可）

第5条 条例第3条第1項の規定によるプラザの施設の使用の許可は、使用許可書を申請者に交付することによって行う。

（附属設備の名称及び使用料の額）

第6条 プラザの附属設備の名称及び使用料の額は、別表第2のとおりとする。

（駐車場の使用）

第7条 駐車場を使用する者（駐車時間が30分以内である者を除く。）は、駐車場の使用を終わった際に使用料を納付しなければならない。ただし、回数券による場合にあっては、その交付を受ける際に使用料を納付するものとする。

2 駐車場の使用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、使用時間を変更することができる。

(1) プラザ（分館を除く。） 午前8時45分から午後9時35分まで

(2) 分館 午前8時30分から午後9時15分まで

3 回数券の様式は、市長が定める。

（使用料の減免）

第8条 条例第5条の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市又は市の機関が主催又は共催する行事に使用するとき。 使用料の全額（宿泊使用の場合にあっては、使用料の5割相当額（100円未満の端数は、切り捨てる。））

(2) 第4号に掲げる手帳、受給者証等（以下「手帳等」という。）の交付を受けている者及びこれに同行する付添人（当該手帳等の交付を受けている者1人につき2人以内に限る。）が宿泊使用するとき。 使用料の全額

(3) 青少年のうち18歳未満の者の引率者が宿泊使用するとき。 使用料の8割相当額（100円未満の端数は、切り捨てる。）

(4) 次に掲げる手帳等の交付を受けている者が乗車している自動車（普通自動車に限る。）を駐車場に駐車させる場合であって、当該手帳等を係員に提示したとき。 駐車場の使用料の全額

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条に規定する被爆者健康手帳

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

オ 市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）

カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」

という。) 第7条第4項に規定する医療受給者証

キ 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

ク 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）

ケ 障害者総合支援法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証（特殊疾病者に係るものに限る。）

コ 区長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。）

(5) その他市長が特別の事由があると認めたとき。その都度市長が定める額

2 前項各号の規定（第4号を除く。）による使用料の減免は、申請に基づいて行うものとする。

（令4規則25・令5規則23・令6規則13・一部改正）

（使用料の還付）

第9条 条例第6条ただし書の規定により既納の使用料の全部又は一部を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 使用者の責めに帰することのできない事由によってプラザの施設を使用することができないとき。

(2) 使用者が許可を受けた使用の日（2日以上連続して使用する場合は、その初日という。以下「使用日」という。）の前日までに使用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の事由があると認めたとき。

2 前項に規定する使用料の還付の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前項第1号に当たるとき。使用料の全額

(2) 前項第2号に当たるとき。使用料の5割相当額（使用日の前7日までに使用の許可の取消しの申出があったときは、全額）

3 使用料の還付を受けようとする者は、使用許可書及び使用料の領収書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

（特別の設備の設置等の承認）

第10条 条例第8条の規定による承認の申請は、使用の許可の申請の際に併せて行うものとする。

（行為の禁止等）

第11条 プラザにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。

(2) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

(3) 承認を受けないで寄付金品の募集、サービス若しくは物品の販売又は飲食物の販売若しくは提供を行うこと。

(4) 承認を受けないで広告類を掲出し、又は頒布すること。

(5) 建物その他の工作物を汚損し、又はき損するおそれのある行為をすること。

(6) その他プラザの管理上支障があると認められる行為をすること。

2 使用者は前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用者が行う行事に参加する者（以下「参加者」という。）の安全確保の措置を講ずること。

(2) 参加者に前項各号に掲げる行為をさせないこと。

（立入り）

第12条 市長は、プラザの管理のため必要があるときは、使用の許可をした場所に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 使用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（退館）

第13条 市長は、この規則に違反し、又は係員若しくは指定管理者若しくはその管理するプラザの管理の業務に従事している者の指示に従わない者に対し、退館を命ずることができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第14条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（指定管理者の公募）

第15条 条例第12条第1項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設の概要

(2) 指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲

(3) 指定管理者の指定の予定期間

(4) 選定に参加する者に必要な資格

(5) 管理の基準

(6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準

(7) 管理業務に従事する者の配置の基準

(8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第12条第1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第16条 条例第12条第2項の規定によるプラザの指定管理者の指定の申請は、名古屋市青少年交流プラザ指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。

2 条例第12条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法

(2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容

(3) 管理業務を通じて取得した個人情報保護のために講じる措置の内容

(4) 管理業務に要する費用の見込額

(5) その他市長が必要と認める事項

3 プラザの指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相

当する書類)

(2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの

(3) その他市長が必要と認める書類
(指定管理者の選定)

第17条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第1条に基づく名古屋市子ども青少年局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

(指定等の告示)

第18条 条例第12条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者の名称及び所在地
(2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第12条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者の名称及び所在地
(2) 指定管理者の指定を取り消した日

(協定の締結)

第19条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、プラザの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 管理業務の具体的内容
(2) プラザの管理費用として、本市が支払う金額
(3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
(4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
(5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
(6) プラザの使用者の苦情解決の措置の概要
(7) 緊急時等における対応方法
(8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第20条 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況
(2) プラザの使用状況
(3) プラザの管理経費等の収支状況
(4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年7月7日から施行する。ただし、次項の規定は、平成19年6月1日から施行する。
- 2 許可の申請その他プラザの施設を使用するために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成20年規則第112号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第3条、第4条、第7条第1項、第8条及び第13条の改正規定、別表を別表第2とし附則の次に1表を加える改正規定、別表第2の表の前に次のように加える改正規定並びに別表第2に1表を加える改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第37号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第74号）抄

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は平成25年7月1日から、第3条の改正規定、第26条から第28条までを削る改正規定、第29条の改正規定及び同条を第26条とする改正規定並びに第30条を第27条とする改正規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第20号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第96号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第11号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第123号）

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和4年規則第25号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則第8条第1項第3号の規定は、施行日以後の申請に係る使用料について適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和5年規則第23号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和6年規則第13号）

- 1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則第8条の規定は、施行日以後の申請に係る使用料について適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第 1

名称	開館時間	休館日
プラザ（分館を除く。）	午前9時から午後9時30分まで	1 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日 2 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
分館	午前9時から午後9時まで	1 月曜日（祝日法による休日並びに名古屋市立の小学校の学年始、夏季、冬季及び学年末における休業日（以下「小学校の休業日」という。）を除く。）。 2 祝日法による休日の翌日（日曜日、土曜日及び祝日法による休日並びに小学校の休業日を除く。）。 3 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

別表第 2

1 プラザ（分館を除く。）の附属設備

品目	単位	使用料の額	備考
舞台・照明・音響装置	1式	3時間 1,000円	使用はプレイルームに限る。
音響装置	1式	2時間 500円	使用は音楽スタジオに限る。

2 分館の附属設備

品目	単位	使用料の額					
		午前	午後	午前 午後	夜間	午後 夜間	1日
グランドピアノ	1台	1,200円	1,200円	2,400円	1,200円	2,400円	3,600円
たて型ピアノ	1台	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
16ミリ映写機	1台	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円

備考

- 使用時間の区分は、次のとおりとする。
 - 午前 午前9時から午後0時30分まで
 - 午後 午後1時から午後4時30分まで
 - 午前午後 午前9時から午後4時30分まで
 - 夜間 午後5時から午後9時まで
 - 午後夜間 午後1時から午後9時まで
 - 1日 午前9時から午後9時まで

- ピアノの調律及び16ミリ映写機の操作は、使用者の負担とする。

別記様式

名古屋市青少年交流プラザ指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)名古屋市長

所 在 地
申請者 名 称
代表者氏名

次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

申 請 者	フリガナ 名 称				
	所 在 地	電話番号			
	代 表 者	フリガナ 氏 名		職 名	
		住 所	電話番号		
	種 別	☐ 法人(種類) ☐ 法人以外の団体			
併 せ て 提 出 す る 書 類		1 事業計画書 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類) 3 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況のわかるもの 4 その他()			
備 考					

注 該当する□の中にレ印をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。